

外国籍住民を含む生活困窮者を対象とすべく生活保護法の改正を求める意見書

生活保護法成立の1950年に厚生省（当時）は、外国籍住民も生活保護制度によって「保護して差し支えない」と通知（6月18日）。さらに1954年5月8日の厚生省は、外国籍住民は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取り扱いに準じて保護を行う旨通知している。つまり、外国籍住民に対しては、あくまでも日本国民に対する生活保護制度を準用しているものであり、国ではなく地方自治体の裁量による保護である。

「グローバル化」し、国家間移動も進む中、年金についても、日本は、現在10カ国と協定を結び、該当する国に滞在した期間を年金の空白期間としないことを目指している。1981年に日本が批准した難民条約は、外国籍住民と自国民を公的扶助・公的援助において差別しないことを求めている。日本国は難民条約に加入する際に、国民年金法などの社会保障に関する多くの法令から、「日本国籍でなければならない」とする国籍要件を撤廃した。しかし、生活保護法だけは国籍要件を残っており、難民条約と整合性がとれない。

また、健康で文化的な生活を営む生存権を保障する憲法25条、個人の尊厳原理に立脚する憲法13条、全ての者に自己及び家族のための相当な生活水準についての権利を認め、締約国にこの実現を確保するための適当な措置を求めている国際人権（社会権）規約11条等に照らせば一刻も早く法改正をすべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、地方自治体の裁量による保護ではなく、対象者を外国籍住民を含む全ての生活困窮者とすべく、生活保護法の改正を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明